

令和3年12月28日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 藤原克美 殿

国立大学法人大阪大学
総務部長 白井政行



回答（令和3年12月22日付け質問書に対する回答）

標記文書による質問について、以下のとおり回答いたします。

本学においては、非常勤講師との間で準委任契約を締結しておりますが、さらなる教育の質保証等の観点から、令和4年度以降、原則として非常勤講師との間で労働契約を締結することとしたものです。

労働契約を締結する非常勤講師が従事する業務については、教職員の職名及び職務内容等に関する要項別表第2において定める「カリキュラムにおける授業を担当し、講義又は演習等に従事する」との職務内容に基づき、各部局等において、非常勤講師が担当する個々の授業の内容等に応じて、その範囲等を決定することとなります。

他方、準委任契約を締結する委託講師が実施する授業等については、教育関係法令を踏まえて大学が主体性と責任を持って開講することを前提とするものであり、その分担や専任教員の関与等の程度に関して、労働契約を締結する非常勤講師との間で差異が生じることとなるものと考えております。

また、令和4年度以降、非常勤講師には新たに制定した国立大学法人大阪大学非常勤講師就業規則が適用されることとなり、就業上の諸条件や権利義務等においても異なるものとなっております。

以上のとおりですので、よろしくお願い申し上げます。

以上